

荒廃森林整備事業の内容等

長期間放置されたスギ・ヒノキ林を手入れし、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用して、市町村が事業主体となり、強度間伐などを行う荒廃森林整備事業に取り組んでいます。

※強度間伐とは、公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐のことです。

🌿 荒廃森林整備事業による森林の整備(強度間伐) 🌿

対象森林 及び 事業要件	<ul style="list-style-type: none">・概ね15年以上手入れされていないスギ・ヒノキ林・1施工地の面積が0.05ヘクタール以上・市町村との間で事業実施に関する協定を締結・対象森林が保安林でない場合は、保安林指定の同意
整備費用	<ul style="list-style-type: none">・森林所有者の負担はありません（福岡県森林環境税で全額負担）。・事業の実施に必要な作業路も森林所有者の負担なしで開設できます。

🌿 実施に関する注意点 🌿

荒廃森林整備事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者との間で協定を結んでいただき、また、対象森林が保安林でない場合は保安林に指定することで、森林が持つ公益的機能を維持することとしています。なお、協定の内容は以下のとおりです。

- ・協定期間は5年間となっています。
 - ※ ただし、事業を実施して5年経過後に保安林指定が完了していない場合は、協定期間を20年を上限に、保安林指定が完了するまで延長します。
- ・森林所有者による主伐や開発等による転用が制限されます。
 - ※ ただし、伐採時期（標準伐期齢）に達した森林で、伐採跡地に植栽される場合には、事業を実施して5年を経過すれば主伐が実施できます。
 - ※ また、森林の手入れをする間伐等は実施できます。
 - ※ 保安林に指定されると、立木伐採などの際に必要最低限の制限を受けますが、税金が非課税になるなどのメリットがあります。
- ・この事業で生じた伐採木の森林所有者による利用が制限されます。
 - ※ ただし、森林所有者等が実施する間伐等により生じた伐採木の利用は可能です。
- ・相続等により所有者が変わった場合は協定を承継する必要があります。
- ・協定を解除する場合や協定内容に違反した場合は違約金が発生します。

※ 保安林指定同意書の取得は、対象森林が保安林でない場合に限りです。

※ 強度間伐等の工事や現地調査は、市町村から請け負った森林組合等の事業体が行います。